

行政文書開示決定通知書

黒薮 哲哉 様

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部長 原 一弘

令和7年4月21日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

新聞業の特殊指定改正関係資料（平成11年度）のうち、下記の文書

- ・ 平成10年3月3日付け「新聞業の景品規制の見直しについて」
- ・ 「(新聞協作成記録用メモ)」と記載のある文書

2 不開示とした部分とその理由

次の情報が記録されている部分を不開示としました。

- (1) 氏名など、特定の個人を識別することができる情報であり、法第5条第1号に該当する部分
- (2) 新聞特殊指定に関する特定の法人等による意見等が記録されており、公にすることにより、当該法人等の新聞特殊指定等に関する問題意識、当委員会への対応方針等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法第5条第2号イに該当する部分
- (3) 新聞特殊指定に関する特定の法人等からの相談に対し、どのような観点でどのような対応（指導・助言等）をするかが明らかになる情報であって、公にすることにより、当委員会の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法第5条第6号柱書に該当する部分
- (4) 独占禁止法等違反の申告情報を受けた場合の当委員会の対応方針に関する情報であって、公にすることにより、当委員会の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法第5条第6号柱書に該当す

る部分

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、公正取引委員会委員長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。審査請求書を提出する場合は、行政不服審査法施行令(平成 27 年政令第 391 号)の規定により、正副 2 通を提出してください。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第 12 条第 4 項に規定する特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

＜実施の方法＞複写機により白黒で複写したものの交付

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額(算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料(注)
A 4 判文書 7 枚	複写機により白黒で複写したものの交付	用紙 1 枚につき 10 円	70 円	無料

なお、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法を選択することもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額(算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料(注)
A 4 判文書 7 枚	閲覧	100 枚までにつき 100 円	100 円	無料
	スキャナにより電子化し C D - R に複写したものの交付(P D F ファイル)	C D - R 1 枚につき 100 円に、文書 1 枚ごとに 10 円を加えた額	170 円	無料

(注) 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合計額)を計算し、その額が 300 円までは無料、300 円を超える場合は当該額から 300 円を差し引いた額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時: 本行政文書開示決定通知書を受け取った日から起算して 30 日間(土・日・祝日を除く。)。10:00~17:00 まで(昼休みを除く。)

場所: 公正取引委員会 1 階 情報公開室

(3) 写しの送付を希望する場合の発送までの日数、郵送料(見込額)

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」提出日から1週間後までに発送予定。

郵送料（見込み額）

①用紙を郵送する場合：通常郵便物（定形外・規格内）50 g まで 140 円

②CD-Rを郵送する場合：通常郵便物（定形外・規格内）100 g まで 180 円

4 担当課等

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課

TEL：03-3581-3371（直通）